

景観形成基準チェックシート（建築物・工作物）

届出日	年 月 日	届出者	
行為の場所	輪島市		
	<input type="checkbox"/> 景観計画区域	<input type="checkbox"/> 景観形成重要地域（ <input type="checkbox"/> 特別地域）	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 工作物	
	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 （ <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更）		
周辺景観の特性			

（○は景観形成重要地域で追加する基準、◎は特別地域で追加する基準）

項目	景観形成基準	配慮・措置の内容	※適否
位置・高さ	〈自然環境との調和〉 ・従来の地形をできる限り活かし、地形の改変などにより自然景観を損なわないように配慮する。		
	・幹線道路や集落などの主要な視点場から山並みや海岸線などを広範囲に遮らないように配慮する。		
	○優れた自然景観や市街地・集落等への眺望景観を阻害しないように配慮する。		
	○山並みや海岸線等の自然景観を広範囲に遮らないような位置、高さとする。		
	○海上からの見え方や海への眺望景観を阻害しないよう配慮する。		
	◎優れた自然などの眺望景観を阻害しない高さとする。		
	〈街並みとの調和〉 ・周辺の街並みとの連続性を確保する地域においては、道路境界からの壁面の位置を揃えるように配慮する。		
	・道路境界からできる限り後退し、ゆとりと潤いある空間の創出に配慮する。		
	・敷地が角地となる場合は、角部分にゆとりを持つよう配慮する。		
	・敷地に付属建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、全体的なまとまりと敷地内の建築物等との調和に配慮する。		

	○敷地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その景観資源との調和に配慮する。		
	○調和のとれた街並みの連続性又は統一性が尊重されている地域においては、道路側の壁面や外構えをできる限りそろえるなど、良好な街並み景観の形成に配慮する。		
	◎既存の街並みのスカイラインから突出しない高さとする。		
	◎公共用地等からの後退によるオープンスペースは、隣接するオープンスペースとの連続性に配慮し、一体的な空間となるよう配慮する。		
形態意匠	〈全体〉 ・周辺の景観と調和した形態意匠とするよう配慮する。 ・市街地においては、魅力ある都市景観の創出に配慮する。		
	○自然景観の優れた場所では、自然環境と調和した形態意匠とするよう配慮する。		
	○地域の個性、伝統を活かした形態意匠とするよう配慮する。		
	○地域のランドマークとなる建物は、個性的で親しみと風格を感じさせるよう配慮する。		
	〈壁面〉 ・長大で、単調な壁面はできる限り避け、周辺の景観に圧迫感を与えない表情豊かな意匠形態に配慮する。		
	・歴史的建造物の改築等にあたっては、外壁の全部又は一部を保存して活用するなど意匠形態の継承に配慮する。		
	・壁面の意匠形態は正面だけではなく側面や背面からの見え方にも配慮する。		
	〈屋根〉 ・周辺景観と調和した屋根の形態とするよう配慮する。		
	○沿道景観の連続性に配慮した屋根勾配や形状とする。		
	○農村、漁村集落など歴史的な街並みでは、連続性や統一性が感じられる勾配屋根を基本とし、地域の景観形成に配慮する。		
〈建築設備〉 ・外壁及び屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、当該建築物との一体性を確保するよう配慮する。			
・空調設備等の室外機は外部から直接見えないよう設置位置や目隠しなどを工夫する。			

	<p>〈付属物等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外階段、ベランダ等は本体建築物等と一体化するなど、違和感のない、まとまりのある形態とするよう配慮する。 ・洗濯物が外部から直接見えにくい形態意匠とするよう配慮する。 		
外 観 の 色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いた色調を基調とし、けばけばしい色は避け周辺景観との調和に配慮する。 ・同一敷地内に、複数の建築物等がある場合は、統一感のある色彩に配慮するとともに、建築物等に付属する。 ・屋外設備、工作物及び附帯建築物、屋外広告物等の色彩は、本体建築物等との調和に配慮する。 ・周辺のまち並みや自然景観と調和する色彩を使用するよう配慮する。 		
	○地域になじんだ色彩等がある場合には、地域にふさわしい色調となるよう配慮する。		
	○優れた自然景観の中では、自然の色彩との調和に配慮する。		
	○建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表（い）欄のとおりとする。		
	○複数の色彩を使用する場合は、全体の色彩にまとまりが感じられるような色調に配慮する。		
	○賑わいが求められる地区であっても、高彩度のけばけばしい色の使用は避け、落ち着いた色調を基調とする。		
	○工場や倉庫等においては、周辺景観と調和し無表情にならない色彩を工夫する。		
	◎建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表（ろ）欄または（は）欄のとおりとする。		
外 観 の 材 料	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の建築物と同様の素材又はそれと調和する素材の使用に配慮する。 ・耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により景観の質が低下しにくい素材の使用又は、自然素材等経年変化により風合いの増す素材の使用に配慮する。 ・金属板やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。 		
	○沿道景観の連続性に配慮した素材とする。		
	○農村漁村集落や歴史的街並みの屋根は、日本瓦葺きや同程度の素材感のものなど、周辺と調和する素材とするよう配慮する。		
	○農村漁村集落や歴史的街並みの外壁は、板張り、漆喰等の伝統的な素材や周辺と調和する素材とするよう配慮する。		

敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は、できる限り緑化に努め、敷地の周囲を囲う場合には、生け垣等を設けて植栽するよう配慮する。 		
	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の樹木はできる限り保全するよう配慮する。 		
	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の緑化に努め、建築物等による圧迫感及び突出感を和らげるよう配慮する。 		
	○ノトキリシマなど地域固有の樹種や地域の環境に適した樹種を選定するなど、周辺の植生との調和に配慮する。		
	○幹線道路に接する部分はできる限り緑化に努め、花壇や季節の花で彩るなど沿道景観の演出に配慮する。		
その他	<ul style="list-style-type: none"> 屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、その周囲は生け垣、板塀等を設け、周辺のまち並みとの調和や壁面の連続性に配慮する。 		
	<ul style="list-style-type: none"> 共同のごみ置場は、植栽等により道路から直接見通せないよう配慮する。 		
	<ul style="list-style-type: none"> 屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。 		
	<ul style="list-style-type: none"> 行為の実施期間中は、地域周囲の緑化や工事塀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路からの遮蔽に努める。 		
	<ul style="list-style-type: none"> 景観重要樹木や景観重要建造物の周辺では、景観重要樹木や景観重要建造物と調和するように配慮する。 		
	<ul style="list-style-type: none"> 優れた眺望景観を阻害しないように配慮する。 		
	○既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮する。		
	○間垣や石垣など地域特有の美しい景観要素は、できる限り保全継承するように配慮する。		
	○沿道景観のアクセントとなる樹木や並木はできる限り保全するよう配慮する。		
○歴史的な街並みが残る地区で屋外駐車場を設置する場合は、出入口を限定するとともに壁面の連続性確保のため、周辺の壁面と同一の素材で垣柵を設けるよう配慮する。			

備考

1. 配慮・措置の状況については、できる限り具体的に記述してください。
2. ※欄は記入しないでください。